



産業創造資金（産業立地貸付）① （本社・支社機能・ホテル）

この資金の特徴

- ☑ 本社機能の設置など大規模投資にも対応できる資金です。
- ☑ 20億円(対象経費の70%以内)までご利用いただけます。
- ☑ 太陽光パネルや風力発電施設を建物と一体的に整備する場合にもご利用いただけます。
- ☑ 融資期間は最長で15年間^(※1)と長期の安定した資金調達が可能です。

※1 融資実行額が10億円を超える場合に限りです。

次のような方におすすめです

- 県内に新たに本社機能やホテル等を設置したい。

融資条件

		設備資金	
		信用保証付き	信用保証なし
限度額		対象経費の70%以内で20億円	
利率	5年超15年以内	年1.8%以内	年1.9%以内
	3年超 5年以内	年1.7%以内	年1.8%以内
	1年超 3年以内	年1.6%以内	年1.7%以内
		令和7年10月1日現在の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法		融資実行額が10億円以内の場合 → 1年超12年以内	融資実行額が10億円を超える場合 → 1年超15年以内
		据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、信用保証付きで事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証		取扱金融機関との協議により定める	
		(保証料年0.45%~1.59%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は 0.25%又は0.45%が上乗せとなる	—

資金使途

設備資金のみ

建物、建物附属設備(電気設備、給排水設備、その他建物に附属する設備)、構築物、当該資金対象の建物と一体的に整備する創エネ・省エネ・蓄エネ設備(製造又は加工修理工程を形成する設備は除く。)の取得に必要な資金

土地及び建物等の賃借に伴う保証金等の支払いに充てる資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

産業創造資金(産業立地貸付:本社・支社機能・ホテル)は、次の1～4の全てに該当する方(個人、会社、NP O法人等)を対象としています。

1 次の区分のどちらかに該当する。

区 分	融資対象者の条件
① 本社機能、 支社機能 を設置	ア～ウの全てに該当する。 ア 県内に本社機能又は支社機能(県域を越えた地域を管轄)を新しく設置しようとしている。 イ 申込みの日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいる。 ウ (ア)～(ウ)の全てをおおむね満たしている。 (ア) 純資産が2億円以上である。(イ) 直近2年間の決算において、連続して経常利益を計上している。(ウ) 直近の決算において、繰越欠損がない。
② ホテルを 設置	ア～ウの全てに該当する。 ア 県内にホテルを設置しようとしている。 イ 申込みの日以前1年以上ホテルを営んでおり、当該資金対象ホテルの業務の運営を行う。 ウ 当該資金対象ホテルが(ア)～(ウ)の全てを満たしている。 (ア) 原則として100室以上の客室を設ける。 (イ) 国際観光ホテル整備法第6条第1項に規定する国土交通大臣の登録基準のうち a～e の全ての基準をおおむね満たしている。 a 基準客室(床面積が通常1人で使用する客室では9㎡以上、その他の客室では13㎡以上あること等)を設置する。 b ロビー(収容人数に相応した規模等)を設置する。 c 食堂(収容人数に相応した規模。客室収容人数×0.2㎡等)を設置する。 d その他、快適性及び利便性の確保のため必要と認められる施設を設置する。 e 外客接遇主任者を選任する。 (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業又はそれに類する形態の業を営むものである等、設置することが適当でないと知事が認めるものでない。

2 信用保証対象業種[一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、原則として農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象となりません。]を営んでいる。

3 事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許可等(開発許可・農地転用を含む。)を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1-3)	・県HP(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07j-forms.html)からダウンロード
事業税の納税証明書等	・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・【共通】登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・【要件①】本社機能又は支社機能新設計画書(様式任意) ・【要件②】ホテル設置計画書(様式任意)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

埼玉県産業労働部金融課

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、
労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階



詳細につきましては、県金融課ホームページ
をご覧ください。 **埼玉県制度融資**で検索
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>